

久喜市環境審議会条例

平成22年3月23日

条例第174号

(設置)

第1条 環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進について審議するため、久喜市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 審議会は、諮問に応じ、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 環境基本計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 久喜市街路樹等の管理及び選定に関する条例（平成22年久喜市条例第180号）第3条第1項の規定に基づく街路樹等の選定に関すること。
- (3) 久喜市自然環境の保全に関する条例（平成22年久喜市条例第175号）第6条第2項の規定に基づく保全地区の指定及び同条第4項の規定に基づき提出された意見書に関すること。
- (4) 久喜市自然環境の保全に関する条例第10条第3項の規定に基づく指定希少野生生物種の指定に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、公募による市民及び学識経験者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第5条 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成22年3月23日から施行する。

## 久喜市環境審議会条例施行規則

平成22年3月23日

規則第176号

改正 平成24年2月23日規則第12号

(趣旨)

第1条 この規則は、久喜市環境審議会条例（平成22年久喜市条例第174号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 久喜市環境審議会（以下「審議会」という。）に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選によってこれを定め、副会長は、委員のうちから会長が指名する。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第4条 審議会の庶務は、環境経済部環境課において処理する。

(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成22年3月23日から施行する。

附 則（平成24年2月23日規則第12号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。